

国空予管第387号
平成20年7月28日

各地方航空局長 あて

航空局長

「建設コンサルタント業務等における違約金に関する条項
の制定について」の一部改正について

標記について、大臣官房会計課長より「建設コンサルタント業務等における
違約金に関する条項の制定について」の一部改正について（平成20年7月4
日付け国会契第56号）のとおり通知があり、別紙のとおり改正することとし
たので、遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、貴管下関係機関に対しても周知されたい。

※建設コンサルタント業務等の航空局における標準契約書は以下のとおり

- 1 建築設計業務契約書（平成11年3月23日 空経第224号）
- 2 設計・測量・調査等業務契約書（平成11年3月23日 空経第222号）
- 3 建築工事監理業務契約書（平成13年10月18日 国空経第634号）

(別紙)

「建設コンサルタント業務等における違約金に関する条項の制定について」(平成15年5月15日国会契第3号)の一部を次のように改正する。

別紙第 条中「乙が、」を「乙(設計共同体にあつては、その構成員)が、」に改め、同条第1項第一号中「昭和22年法律第54号」の次に「。以下「独占禁止法」という。」を加え、「同法」を「独占禁止法」に、「第48条の2第1項又は第54条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき」を「第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)」に改める。

別紙第 条第1項第二号中「使用人」の次に「を含む。」を加え、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項」を「独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号」に改め、同号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。))に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

附 則

本通達による改正は、平成20年8月1日以降に入札手続を開始する契約から適用する。